

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示		所管課(室)名
○長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正		農 政 課
・令和7年度第1回地方臨時種畜検査の実施		畜 産 課
・道路の区域変更		道 路 維 持 課
◎ 公 告		
・大規模小売店舗の新設の届出		経 営 支 援 課
・一般競争入札の実施		警 察 本 部 会 計 課
◎ 教育長公告		
・県立学校職員(船員)採用選考試験の実施		高 校 教 育 課

告 示

長崎県告示第407号

長崎県農林部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第460号の12)の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和7年8月8日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)					
5 農業経営課関係						5 農業経営課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1~26 略						1~26 略					
27	ながさきスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金	農業支援サービス事業体の新規ビジネス立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービス	次に掲げる事業に要する経費 1 農業支援サービス事業育成対策 (1) サービス事業のニーズ調査に要する経費 (2) サービス事業の実施に当たって			27	ながさき農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金	農業支援サービス事業体の新規ビジネス立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービス	次に掲げる事業に要する経費 1 <u>ながさき</u> 農業支援サービス事業育成対策 (1) サービス事業のニーズ調査に要する経費 (2) サービス事業の実施に当たって		

	の提供に必要な農業用機械等の導入を支援する。	必要な機械レンタル・改修、データ収集等に要する経費 (3) サービス事業を企画・運営する専門人材の育成に要する経費 (4) その他サービス事業の育成・普及に資する取組に要する経費 2 スマート農業機械等導入支援 (1) 農業支援サービス事業体がサービスを提供するために必要なスマート農業機械等の購入・リース導入に要する経費
--	------------------------	---

	の提供に必要な農業用機械等の導入を支援する。	必要な機械レンタル・改修、データ収集等に要する経費 (3) サービス事業を企画・運営する専門人材の育成に要する経費 (4) その他サービス事業の育成・普及に資する取組に要する経費 2 ながさきスマート農業機械等導入支援 (1) 農業支援サービス事業体がサービスを提供するために必要なスマート農業機械等の購入・リース導入に要する経費
--	------------------------	---

8 畜産課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～33 略				
34 未利用ビーフミール飼料化促進事業費補助金	未利用ビーフミール(牛肉骨粉)を鶏・豚用飼料の原料として有効活用するため、レンドリング施設における製造設備の導入を支援する。	鶏・豚の飼料原料として高品質な牛肉骨粉を製造するために必要な機械導入に要する経費	2分の1以内	レンドリング事業者

8 畜産課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～33 略				

9 農村整備課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略				
2 土地改良区機	土地改良区の組織運営	次に掲げる事業に要する経費	略	

9 農村整備課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略				
2 土地改良区機	土地改良区の組織運営	次に掲げる事業に要する経費	略	

	能強化 支援事 業補助 金	基盤の強化 並びに土地 改良施設の 管理、換地 等の円滑な 実施及び農 用地の利用 集積の促進 を図ること により農業 生産基盤の 整備に資す る。	(1) <u>水土里ビ ジョン策定推 進対策</u> (2) <u>統合整備強 化対策</u> (3) <u>施設管理、 運営改善対策</u> (4) <u>研修・人材 育成</u>		
3～23 略					
24	長崎県 農業水 利施設 電気料 金高騰 対策支 援事業 補助金	国営及び県 営土地改良 事業により 造成され、 土地改良区 が管理する 農業水利施 設の電気料 金高騰分を 支援する。	次に掲げる経費 (1) 令和3年度 に対する事業 実施年度の電 気料金増高分 であって、土 地改良区が負 担した電気料 金 (2) 本事業を円 滑かつ効率的 に実施するた めの指導調整 に要する経費	(1) <u>3 分の 1以 内</u> (2) 定 額	略
11 林政課関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～6 略					
7	森林・ 山村多 面的機 能発揮 対策交 付金	地域住民が 森林所有者 と協力して 実施する里 山林をはじめ とする森林 の保全管 理や山村地 域の活性化 に資する取 組を推進す る。	里山林等におい て活動組織が行 う次の活動に要 する経費 (1) <u>活動推進費</u> (2) <u>地域活動型 (森林資源活 用)</u> (3) <u>地域活動型 (竹林資源活 用)</u> (4) <u>複業実践型</u> (5) <u>機能強化</u> (6) <u>関係人口創 出・維持</u>		略
8～17 略					
13 農政課、農業イノベーション推進室、農山村振興課、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農村整					
	制強化 事業補 助金	基盤の強化 並びに土地 改良施設の 管理、換地 等の円滑な 実施及び農 用地の利用 集積の促進 を図ること により農業 生産基盤の 整備に資す る。	(1) <u>施設及び財 務管理強化対 策事業</u> (2) <u>受益農地管 理強化対策事 業</u> (3) <u>統合整備強 化対策事業</u>		
3～23 略					
24	長崎県 農業水 利施設 電気料 金高騰 対策支 援事業 補助金	国営及び県 営土地改良 事業により 造成され、 土地改良区 が管理する 農業水利施 設の電気料 金高騰分を 支援する。	次に掲げる経費 (1) 令和3年度 に対する事業 実施年度の電 気料金増高分 であって、土 地改良区が負 担した電気料 金 (2) 本事業を円 滑かつ効率的 に実施するた めの指導調整 に要する経費	(1) <u>2 分の 1以 内</u> (2) 定 額	略
11 林政課関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～6 略					
7	森林・ 山村多 面的機 能発揮 対策交 付金	地域住民が 森林所有者 と協力して 実施する里 山林をはじめ とする森林 の保全管 理や山村地 域の活性化 に資する取 組を推進す る。	里山林等におい て活動組織が行 う次の活動に要 する経費 (1) <u>活動推進費</u> (2) <u>地域環境保 全タイプ</u> (3) <u>(2)のうち、 侵入竹除去及 び竹林整備活 動</u> (4) <u>森林資源利 用タイプ</u> (5) <u>森林機能強 化タイプ</u> (6) <u>関係人口創 出・維持タイ プ</u>		略
8～17 略					
13 農政課、農業イノベーション推進室、農山村振興課、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農村整					

備課、林政課及び森林整備室関係					備課、林政課及び森林整備室関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～6 略					1～6 略				
7	林業・木材産業成長産業化促進対策事業費補助金	社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現を図るべく、川上から川下までの総合的な取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。	略	7	林業・木材産業成長産業化促進対策事業費補助金	社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現を図るべく、川上から川下までの総合的な取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。	略
		1 森林整備・林業等振興整備補助金 (1) 循環型資源基盤整備強化対策 (2) 高性能林業機械等の整備 (3) 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策 2 森林整備・林業等振興推進補助金 (1) 森林資源保全対策 (2) 林業の多様な担い手の育成 (3) 林業経営体育成対策(林業機械リース支援)					1 林業・木材産業生産基盤強化対策 (1) 森林整備・林業等振興整備補助金 (2) 森林整備・林業等振興推進補助金 2 再造林低コスト化促進対策 (1) 森林整備・林業等振興整備補助金		
8 略					8 略				
備考 略					備考 略				

長崎県告示第408号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、令和7年度第1回地方臨時種畜検査を次のとおり実施する。

令和7年8月8日

長崎県知事 大石 賢吾

検査月日	場 所	
	市 町	位 置
9月10日	平戸市	長崎県肉用牛改良センター

長崎県告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年8月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 日ノ坂瀬川港線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西海市西海町中浦南郷3番5地先から 西海市西海町中浦南郷3番5地先まで	前	22.4~33.0	19.4	
	後	40.2~48.6	19.4	

公 告

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年8月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス佐々市場免店
長崎県北松浦郡佐々町市場免字馬場添30番1 ほか
- 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年2月17日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,419平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 55台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 10台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 52平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北東側 11.92立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後10時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地北西側 1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

令和7年6月16日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課、佐々町企画商工課、佐世保市経済部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年8月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 物品等又は特定役務の名称及び数量

インターネット機器等の賃貸借及び保守 1式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

名称 長崎県警察本部警務部会計課（調度係）

住所 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

電話 095-820-0110

3 調達方法

賃貸借

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

令和7年7月10日

6 落札者

長崎市田中町585番地5

扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 松尾 隆宏

7 落札価格

36,288,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

8 入札公告日

令和7年5月30日

9 落札方式

最低価格

教育長公告

県立学校職員（船員）採用選考試験の実施（公告）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条の規定により、令和8年度県立学校職員（船員）採用選考試験を次のとおり実施する。

令和7年8月8日

長崎県教育委員会
教育長 前川 謙介

令和8年度長崎県公立学校に勤務する職員を募集します。

1 職 種 船員（甲板員、機関員）

※福岡県・長崎県・山口県が共同運航する高等学校水産科の実習船に乗り組み、漁業実習時における諸作業等に従事する。

2 募集人数及び出願資格

募集職種		募集人数	対象者及び資格
船 員	甲板員	1名	①昭和41年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 ②下記のいずれかに該当する者 ・5級以上の海技士（航海）の免許を有する者、又は令和8年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者 ・5級以上の海技士（航海）試験の筆記試験に合格している者 ・船舶職員養成施設の課程を修了し5級以上の海技士（航海）試験の筆記試験が免除される者、又は令和8年3月31日までに同養成施設の課程を修了見込みで同試験の免除が見込まれる者 ③地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ④日本国籍を有する者
	機関員	1名	①昭和41年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 ②下記のいずれかに該当する者 ・5級以上の海技士（機関）の免許を有する者、又は令和8年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者 ・5級以上の海技士（機関）試験の筆記試験に合格している者 ・船舶職員養成施設の課程を修了し5級以上の海技士（機関）試験の筆記試験が免除される者、又は令和8年3月31日までに同養成施設の課程を修了見込みで同試験の免除が見込まれる者 ③地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者

※出願資格を満たさないことが判明した場合は、受験資格及び採用を取り消す。

3 出願期間 令和7年8月13日（水）～令和7年9月12日（金）

※当日消印有効、持参の場合は午後5時まで

4 出願手続

(1) 願書用紙の交付

長崎県教育庁高校教育課のホームページからダウンロード

【URL】 <https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-koko/>

なお、令和7年8月8日（金）から長崎県教育庁高校教育課窓口でも交付する。

※郵送希望者は、返信用封筒〔角形2号、返信先を記入し、宛名は「様」付け、140円切手貼付〕を添えて下記へ申し込むこと。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班

(2) 提出書類

① 願書	写真（縦4cm、横3cm）を貼付すること。 ダウンロードして印刷する場合は両面印刷すること。
② 最終学校の卒業証明書 又は卒業見込証明書	証明書が旧姓の場合は、改姓を証明するものを添付すること。卒業証書は不可。
③ 返信用封筒（長形3号）	返信先を記入し、宛名は「様」付け、320円分の郵便切手を貼付すること。 ※可否結果通知書送付用の封筒となるので、10月下旬に確実に受け取れる住所を記入すること。

④ 資格等に関する証明書類	上記「2 募集人数及び出願資格」の「対象者及び資格」②に定める資格等に関するいずれかの証明書類を、<別表>「資格等に関する証明書類」を参照のうえ提出すること。
---------------	---

発行者

<別表>資格等に関する証明書類

(ア) 海技士免許取得者

採用職種	証明書類
船員（甲板員）	5級以上の海技士（航海）の海技免許状の写し
船員（機関員）	5級以上の海技士（機関）の海技免許状の写し

長崎県
長崎市尾上町三番一号

(イ) 海技士免許未取得者

採用職種	証明書類
船員（甲板員）	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験合格者 …海技士（航海）筆記試験合格証明書の写し ・船舶職員養成施設の課程修了（見込）者 …船舶職員養成施設修了（見込）証明書
船員（機関員）	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験合格者 …海技士（機関）筆記試験合格証明書の写し ・船舶職員養成施設の課程修了（見込）者 …船舶職員養成施設修了（見込）証明書

電話代表
直通表
(八二四)
二二二
四一

5 願書等の提出先

長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（長崎県庁行政棟7階）
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 ※郵送の場合は、必ず簡易書留とすること。

6 選考試験

- (1) 試験日時 令和7年9月21日（日） 午前9時30分～
（午前9時開場）
- (2) 試験会場 長崎県庁行政棟3階314会議室（長崎市尾上町3-1）
※JR・バス・路面電車…長崎駅前から徒歩約10分
※駐車場には限りがあるので、公共交通機関で来庁すること。
- (3) 試験内容 ①小論文 ②個人面接
- (4) 合格者発表 令和7年10月24日（金）午前10時頃、高校教育課のホームページに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に合否の通知書を発送する。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

印刷所

7 採用予定時期

令和8年4月1日

8 その他

- 受験票は送付しないので、受験番号等は試験当日、試験会場入口・受付で確認すること。
- 試験当日は鉛筆・消しゴム等の筆記用具を準備すること。
- 書類が不備なものについては受け付けられないので、注意すること。
- 不明な点は、長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（TEL 095-894-3358）に尋ねること。

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリン
田宏リン
弥ト